

諮問庁：内閣法制局長官

諮問日：平成28年8月31日（平成28年（行情）諮問第521号）

答申日：平成29年1月17日（平成28年度（行情）答申第651号）

事件名：特定事件番号の諮問に係る理由説明書参考5に記載の「特定日の衆議院及び参議院の閉会中審査のための国会答弁資料」の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成26年7月14日及び15日の衆議院及び参議院の閉会中審査のための国会答弁資料（全91問）（平成28年（行情）諮問第427号理由説明書参考5）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「平成28年国会用資料（実問）」のうち、平成26年7月14日の衆議院予算委員会及び同月15日の参議院予算委員会における質問に係る国会答弁資料（全91問）」（紙媒体。以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が、別紙の表に掲げる文書のうち、「突合結果」欄に「○」と記載されているもの（以下「82問の国会答弁資料の電磁的記録」という。）を対象として、改めて開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月1日付け内閣法制局一第27号により内閣法制局長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、電磁的記録についても特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

（1）本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

情報公開手続についての国の統一的指針である「情報公開事務処理の手引」22頁は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」と定めている。

そこで本件開示決定でも、電磁的記録形式での特定を求めるものであ

る。

(2) 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に電磁的記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録，又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば，これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき¥210円である。その場合，本件開示決定に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなると思われるので，開示実施手数料の見直しを求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

審査請求人は，処分庁が平成28年8月1日付け内閣法制局一第27号により行った原処分について，同月4日付けで審査請求（以下，第3において「本件審査請求」という。）を行い，本件対象文書の電磁的記録についての特定及び開示実施手数料の見直しを求めているところ，当局は，同年7月13日付けの審査請求人による開示請求に係る行政文書を，全て紙媒体の文書として保有しているものであり，審査請求人のような「電磁的記録」を行政文書として保有していないことから，本件審査請求には理由がない。

2 補充理由説明書

内閣法制局においては，本件「全91問の国会答弁資料」に関し，局内を再度検索したところ，別紙のとおり，91問のうち，82問について，当該資料と同一の内容であると思われる電磁的記録を発見するに至ったので，当該82問についても，審査請求人の開示請求に対応して，これを開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年8月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月29日 審議
- ④ 同年12月19日 審議
- ⑤ 同月20日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 平成29年1月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，「平成26年7月14日及び15日の衆議院及び参議院の閉会中審査のための国会答弁資料（全91問）（平成28年（行情）諮問第427号理由説明書参考5）」（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は，「平成28年国会用資料（実問）」のうち，平成26年7

月14日の衆議院予算委員会及び同月15日の参議院予算委員会における質問に係る国会答弁資料（全91問）」（紙媒体）を本件対象文書として特定し、その全部を開示する原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を求めているが、諮問庁は、新たに本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、別紙の表に掲げる文書のうち、「突合結果」欄に「○」と記載されているもの（「82問の国会答弁資料の電磁的記録」）を特定し、開示すべきとしていることから、以下、文書の特定の妥当性について検討する。

## 2 文書の特定の妥当性について

(1) 文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 紙媒体である本件対象文書については、確定版となった国会答弁資料を、それぞれ答弁があった日に、「平成26年国会用資料（実問）」と称する行政文書ファイル（ドッジファイル）に編てつしていたものであり、原処分においては、本件請求文書に該当する文書として、その全てを開示したものである。

イ 他方、本件対象文書の電磁的記録については、保存はしていないものと思われたが、改めて内閣法制局内を探索したところ、全91問のうち別紙において「○」印を付した82問の電磁的記録を発見したものである。

(2) そこで検討するに、まず、諮問庁が本件請求文書に該当する文書として新たに開示すべきとしている「82問の国会答弁資料の電磁的記録」について、諮問庁から提示を受け当審査会において確認したところ、上記の電磁的記録は、紙媒体の「全91問の国会答弁資料」（本件対象文書）のうち別紙において「○」印が付されている82問と同一の内容のものであって、本件請求文書に該当するものと認められる。

(3) 他方、上記(1)のとおり、諮問庁が、全91問のうち9問（別紙において「×」印が付されているもの）の電磁的記録は発見できなかったとしていることについては、公文書等の管理に関する法律の規定、及び諮問庁から提示を受けた内閣法制局行政文書管理規則を当審査会において確認した結果によれば、紙媒体の行政文書を保存している場合に、その電磁的記録も併せて保存を義務づける規定等は認められないことから、上記9問の電磁的記録が開示請求時点で保存されていなかったとしても、同法等の規定等との関係で、直ちに問題となるような事情があるとは認められない。

(4) また、当審査会事務局職員をして、電磁的記録の探索の方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ、内閣法制局が管理するネットワークサーバー内を探索したとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の

問題はないと認められる。

- (5) 以上のことから、内閣法制局において、本件対象文書及び「82問の国会答弁資料の電磁的記録」の外に、本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、内閣法制局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、諮問庁が新たに「82問の国会答弁資料の電磁的記録」を特定して開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定について、諮問庁が「82問の国会答弁資料の電磁的記録」を対象として、改めて開示決定等をすべきとしていることについては、内閣法制局において、本件対象文書及び「82問の国会答弁資料の電磁的記録」の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

## 平成26年国会用資料（実問）の電磁的記録状況

平成26年7月14日 衆・予算委（閉会中）			平成26年7月15日 参・予算委（閉会中）		
質疑者	問番号	突合結果	質疑者	問番号	突合結果
高村正彦	問	○	佐藤正久	1	○
北側一雄	1	○		2	○
	2	○		3	○
	3	○		4	○
	4	×		5	○
	4-1	○		想定問	○
	4-2	○	大塚耕平	想定問1	○
	5	○		想定問2	○
	6	×		想定問3	○
	6-1	○		想定問4	○
	7	×		想定問5	○
北側一雄	8	○	西田実仁	1	○
	更問	○		2	○
	9	○		3	○
	10	○		想定問1	○
海江田万里	想定問1	○	想定問2	○	
	想定問2	○	想定問3	○	
	想定問3	○	想定問4	○	
岡田克也	1	○	福山哲郎	1	○
	2	○		2	○
	3	○		3	○
	4	○		4	○
松野頼久	想定問1	○		5	○
	想定問2	○		6	○
柿沢未途	想定問1	○		7	○
	想定問2	○		8	○
	問	○	片山虎之助	想定問1	○
山田宏	問	○		想定問2	○
	想定問1	○		想定問3	○
	想定問2	○	小池晃	想定問1	○

	想定問 3	○		想定問 2	○
	想定問 4	○		想定問 3	○
桜内文城	想定問 1	○		想定問 4	○
	想定問 2	○	中西健治	問	×
	想定問 3	○		想定問 1	×
	想定問 4	○		想定問 2	×
	想定問 5	○		想定問 3	×
	想定問 6	×	吉田忠智	1	○
	想定問 7	×		2	○
	想定問 8	○		想定問 1	○
浅尾慶一郎	想定問 1	○		想定問 2	○
	想定問 2	○	主濱了	想定問 1	○
	想定問 3	○		想定問 2	○
	想定問 4	○			
笠井亮	想定問 1	○			
	想定問 2	○			
村上史好	1	○			
	2	○			

○：ある

×：なし